

～ 特集 ～ ベトナム民事訴訟法制定

— 我が国の起草支援 —

法務総合研究所国際協力部教官

丸 山 毅

はじめに

ベトナム国初の民事訴訟法は、2004年6月15日同国国会を通過し、2005年1月1日に施行された¹。同国が民事訴訟法の起草作業を開始したのは1993年のことであり、同法の制定はまさに10年越しの大事業であった。この間ベトナムの要請に応じ、先進諸国や国際機関が同法起草支援に関わってきたが、我が国においては、国際協力機構（旧称「国際協力事業団」、通称「JICA」）がODAの技術協力の一貫として研修や現地セミナーを実施するなどの支援を実施してきた。同法起草作業が大詰めを迎えた2003年7月、JICAは、ベトナム民事訴訟法共同研究会を立ち上げ、民事訴訟法学に造詣の深い吉村徳重氏（九州大学名誉教授・弁護士）、井関正裕氏（関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士）、酒井一氏（立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士）を委員に委嘱して²、ベトナム現地の支援活動を日本国内から強力にサポートした。この共同研究会設立前においても、JICAの委託を受けて、我が国のそうそうたる学者・実務家がベトナムの民事訴訟法起草に寄与しており³、その功績を忘れることはできないが、ベトナム側の起草作業が進んだ時点で設立された上記研究会の活動は、従前の支援活動と趣を異にしていた。従前は、現地セミナーや日本での研修の都度、ベトナム側から必要な資料を入手して活動の準備をしていたのだが、共同研究会は、継続的に民事訴訟法草案をベトナム側から入手し、条文案のすみずみまで検討しながらベトナム側に随時助言を与えた。支援の奥行きの高さと継続性の点で、この共同研究会の支援活動は、特に意義が大きかったといえるだろう。本稿においては、ベトナムの民事訴訟法制定への取組と我が国の支援活動の経緯を概観しながら、ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動を御紹介したい。

ベトナムの民事訴訟法制定への取組

社会主義制度を維持するベトナムは、国家の統治形態としていわゆる三権分立制度によらず、国民の代表から成る国会にすべての国家権力を集中させ、国会が行政権を政府に、司法権を裁判所に、検察権⁴を検察院に分配するという形の「権力分配」制度を採っている。民事

¹ 本誌126頁以下に同法和訳（仮訳）を掲載している。

² 本文中の三氏のほか、当部教官2名が委員に委嘱され、同研究会の会合は、大阪中之島合同庁舎内の当部セミナー室で行ってきた。

³ 後述するように、1997年以来、我が国の大学教授、裁判官、弁護士がJICA短期専門家としてベトナムに派遣され、又は我が国における研修で講師を務め、ベトナム政府の民事訴訟法起草を支援してきた。

⁴ 我が国では、検察庁が行政権に属しながら司法の役割を担っていることから、検察権を「準司法権」と説明することがあるが、ベトナムでは検察権を独立の権力と観念しており、検察官の権限と責務は（近時縮小されてはいるものの）、刑事・民事の広範囲に及んでいる。

訴訟手続については、裁判所、検察院、及び政府に属する司法省が権限を与えられ、かつてはこの三機関が手続に関する通達を別々に発していたが、事件数の増加や事件の複雑化に対応すべく通達を整理して法典化する動きが生じ、1989年に「民事訴訟解決手続に関する国会令」が国会常任委員会により制定された⁵。ベトナムは、1986年にドイモイ開放経済政策を採択して中央統制経済から市場経済への転換を図り、旧ソ連邦の法制度を基礎として構築していた法体系を見直し、市場経済化を支える新たな法制度の整備に着手したのであるが、上記1989年国会令の制定も、その一連のドイモイ政策の一つと捉えることができるだろう。しかし、国会常任委員会の定める国会令は国会の定める法律よりも格下であるし、そもそも1989年国会令は法律を制定するまでの過渡的なものという位置づけであった⁶。その後ベトナムは、法律で民事訴訟手続を規律すべく、1993年に民事訴訟法の起草作業に着手したのである。

ベトナムでは、法律の起草を行うときは、所管庁が起草委員会を設置することとされている。所管庁の長官がその委員長を務め、関係省庁の代表者や所管庁の職員が委員を務める。そして、起草委員会の作業を補佐する目的で所管庁、関連省庁の職員から成る起草班が設置され、立法資料の収集や法文の起案などの作業は起草班が行う⁷。民事訴訟法についてみると、1993年に最高人民裁判所が所管庁となって⁸起草委員会と起草班が設立され、起草作業が始まった。しかし、1994年には経済事件手続に関する国会令、1996年には労働事件手続に関する国会令が制定されている状況⁹を見ると、当時のベトナム政府は、民事訴訟法の制定をまだ遠い将来のことと考えていたのではないかと思われる。法務省法務総合研究所が2005年1月に招へいした最高人民裁判所ダン・クァン・フォン副長官によれば、当初の起草作業は、起草班のメンバーがいろいろな研究をする程度のものにすぎなかったらしい¹⁰。ベトナム政府は重要な法律の起草にあたり、先進諸国の法律を研究して参考にする手法を採るので、おそらく民事訴訟法の起草班も当初は外国法資料を収集して分析する作業から着手したのであろう。

JICA の法整備支援と民事訴訟法起草支援の進捗

ベトナムは、1994年2月、我が国に対して市場経済の導入に対応する民商事法の整備及び司法分野の人材育成支援を要請し、これを受けて、1996年12月から我が国のベトナムに対する ODA としての法整備支援が JICA によって開始された。1999年11月まで実施された最初の支援プロジェクトは「フェーズ1」と呼ばれており、同フェーズにおいて

⁵ 我が国の国内法体系は、憲法を頂点に、法律、政令と続くが、ベトナムの国内法体系は、簡略化して述べると、憲法の下に国会の定める法律、国会常任委員会の定める国会令、政府の定める政令と続く。

⁶ ベトナム最高人民裁判所民事部副部長判事ズオン・ヴァン・ビン「ヴィエトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題」（本誌第3号（2002年5月号）175頁）

⁷ 筆者がベトナムにおいて見聞したところでは、起草委員会は所管庁の長官をトップに各省庁の次官、局長クラスで構成され、起草班は局長クラスをトップに各省庁の専門官クラスで構成されていた。

⁸ ベトナムでは、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、国会に直属する国家機関であり、法案を国会へ提出する機能を持っている。

⁹ 経済事件とは主に会社を当事者とする紛争のことである。経済事件も労働事件もともに新民事訴訟法の適用を受ける民事紛争となった。

¹⁰ 第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録（本誌本号122頁）

は、ベトナム司法省をカウンターパート機関とし、ベトナム政府の法令改正や起草作業を促進することを目標として、ベトナム政府の立法担当官らに対し、日本の民事法を中心とした法律の専門知識や経験を伝授する活動が行われた。これらの活動は、具体的には現地セミナーや日本での研修の形態で実施された。民事訴訟法に関しては、1997年9月に大学教授と裁判官をハノイに派遣して現地セミナーを実施し、同年10月から11月にかけてベトナムより研修員12名を我が国に招いて研修が行われた。さらに1998年7月に大学教授と弁護士をハノイに派遣して現地セミナーを開催した。ただし、これらの活動は、カウンターパート機関が司法省であったことから主に司法省職員を対象としていたし、我が国の民事訴訟法・民事訴訟制度に関する知識をベトナム側に説明して理解させるにとどまり、ベトナムが起草中の民事訴訟法案を題材に検討する作業は行われなかった。

1999年12月より、JICA ベトナム法整備支援プロジェクト「フェーズ2」が始まった。司法省に加えて最高人民裁判所及び最高人民検察院をカウンターパート機関としたこのフェーズ2においては、個別立法作業の促進、法体系の整備、法曹養成の3つをプロジェクト活動の目標とし、最高人民裁判所に対する支援の一つが民事訴訟法起草支援であった。2001年9月には、最高人民裁判所から研修員を我が国に招へいして、民事訴訟法第6次草案を題材とする研修を行い¹¹、2002年6月には吉村徳重氏及び井関正裕氏が JICA 短期専門家としてハノイへ派遣され、民事訴訟法第7次草案を題材に現地セミナーを行った¹²。さらに2002年9月、最高人民裁判所から研修員を我が国に招き、民事訴訟法第8次草案を題材に研修を行った。フェーズ2は2003年3月まで続いたのだが、ベトナムが起草中の具体的な民事訴訟法草案に基づいて支援活動が行われるようになったのは、このフェーズからであった。

なおベトナムは、日本以外の外国や国際機関にも法整備支援の要請をしており、民事訴訟法に関しては、筆者が知る限り、国連開発計画（UNDP）とアメリカが支援に応じていた。こういったドナーの支援を受けながら、ベトナムは外国法の調査研究を進め、民事訴訟法草案の改訂作業を進めていたと思われる。

ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動と民事訴訟法の成立

2003年7月から2006年6月までの予定で JICA ベトナム法整備支援プロジェクト「フェーズ3」がスタートした。この新フェーズではプロジェクトの枠組みを法令起草支援活動と人材育成支援活動の大きく2つに分けており、民事訴訟法は法令起草支援活動の中で前フェーズに引き続いて主要なターゲットとされた。また、現地でのプロジェクト活動の後方支援体制を強化するため、各活動に対応する形で日本国内に研究会を設置し、学者や実務家の方々を委員に委嘱し、ベトナムに対する支援に継続的に尽力していただくという新たな試みを取り入れられた。こういった経緯で、ベトナム民事訴訟法共同研究会が2003年7月に設立されたのである。同研究会は、2003年8月に吉村、井関、酒井の三委員がハノ

¹¹ 同研修については、本誌第3号（2002年5月号）173頁以下参照。

¹² 同セミナーについては、本誌第6号（2002年11月号）73頁以下参照。

イで民事訴訟法第9次草案を検討するセミナーを開き¹³、その後、日本国内で会合を重ねてベトナム最高人民裁判所から入手した最新の民事訴訟法案を検討し、最高人民裁判所の質問事項ごとに意見書を作成してベトナム側に交付する作業を続けていた¹⁴。

ベトナムの立法手続の規定によれば、重要な法律については法案を国会常任委員会で審査した後、国会で2会期にわたって審議することを要する。ベトナムの国会は、毎年春と秋の2回開催されるのであるが、法案の所管庁は法案をまず1回目の国会審議のため提出し、その審議を経た後に最終法案を作成し、それを2回目の国会に提出して可決成立を図るのである。民事訴訟法案は、2003年10月に第10次草案が国会常任委員会に提出され、常任委員会の審査の後に修正された第11次草案が同年11月に国会に提出されて1回目の審議を受けた。なお、前述のフォン副長官によれば、民事訴訟法第9次草案までは起草班が改訂していたが、第10次草案からは起草委員会が直接関与することとなり、外国法の調査研究結果を踏まえて、レベルの高い改訂作業が行われるようになったらしい。ベトナム民事訴訟法共同研究会が発足して活動を始めたのはちょうどこの時期にあたり、客観的にもいいタイミングであったと言える。

その後、同研究会においては、吉村、井関の両委員が2004年3月上旬にハノイで民事訴訟法第12次草案を検討するセミナーを開催し、同月下旬にテレビ会議システムで大阪とハノイを結び同セミナーのフォローアップを行って、民事訴訟法の最終草案が2004年5月に国会へ提出されるまで、できる限りのアドバイスを試みた。以上の一連の支援活動の甲斐あって、ベトナム民事訴訟法は2004年6月15日に国会を通過し制定されたのである。

民事訴訟法起草支援の手法

法令起草支援に限らず、およそ支援・援助には相手がいるのであり、その手法は相手方の受け入れ態度や相手方を取り巻く環境に応じて変えざるを得ない。ベトナムの場合は、立法作業に外国人を直接関与させず、ベトナム人官僚が他国の法令資料や経験を調査研究した上でベトナムの実情に最も適する内容の法律を作るという原則を守っている。我が国は、ベトナムのこの立場を尊重し、法令起草支援においては、我が国の専門家が条文案を作成することをせず、ベトナム国内の立法過程においてベトナムに真に役立つ参考資料や助言を提供しようとしている。具体的には、まず我が国の法令や法制度、運用の経験を説明し、ベトナム側が起草した草案を入手して検討し、ベトナム側の提起する質問に答え、場合によっては重要と思われる問題点について見解を示してベトナム側の問題認識を促すという手法である。民事訴訟法起草支援においても、この手法により支援を続けてきた。この手法は、相手国側の信頼を得、相手国の担当職員的能力向上に役立ち、成立した法律が実質的に運用されることが期待できるなどの長所もあれば、時間のかかる支援方法であり、支援の効果を数値基準で測ることが難しいという短所もあるので、賛否両論があろうかと思われる。手法の評価は本稿の目的ではないので、ここではベトナム民事訴訟法起草支援でこの手法が採られたこと

¹³ 同セミナーについては、本誌第13号（2004年1月号）5頁以下参照。

¹⁴ ベトナム語に翻訳して最高人民裁判所に手交した意見書は、合計8通である。

を述べるにとどめたい。

民事訴訟法起草支援の遺産

民事訴訟法共同研究会の支援活動で特筆すべきは、上述の吉村、井関、酒井の委員において、タイトなスケジュールの中で大量の条文を英訳で読み込みながら検討していただいたことである。フェーズ2までは民事訴訟法草案を和訳して検討する時間的余裕があったのだが、フェーズ3になると草案が改訂されるピッチが早まり、全てを和訳することが事実上困難となり、英訳で対応せざるを得なかった。それもネイティブスピーカーによる翻訳ではないため、所々趣旨の分かりづらい訳文もあったのであるが、最初から最後まで各草案の訳を読んで検討いただいた上でセミナーの開催や意見書の作成をしていただいた。こうしてフェーズ3では継続的な民事訴訟法起草支援が可能になり、その支援効果は高かったと思われるが、副産物として、我が国にベトナム民事訴訟法に関する知見が蓄積された。というのは、今や吉村、井関、酒井の三委員ほど、成立したベトナム民事訴訟法の内容を熟知している外国人は少ないと思われるからである。成立した条文は和訳されているので、日本語で参照することはできるが、法律の内容は条文を読んだだけでは分からないことがある。その点、この三委員におかれては、草案起草の段階から支援に関与され、ベトナム側の具体的な質問に応答し、議論することを通じて、ベトナム側が民事訴訟法に盛り込んだ内容に精通し、かつ、同法が内包している課題も把握しておられる。

このたび、三名の先生方のご賛同を得て、ベトナム民事訴訟法の内容を解説する論文を執筆していただき、本誌に掲載できることになった。これは同法起草支援活動の大いなる遺産であり、本誌を通じて多くの方とこの財産を共有できることは、同法の起草支援に携わった関係者にとって大きな喜びである。ベトナム民事訴訟法の研究者のみならず、ベトナムの研究者、法整備支援の研究者においても貴重な資料として活用されることを切に望みたい。

なお、民事訴訟法には民法の規定と関連する部分があるが、ベトナム国会が2005年5月19日に民法改正を決議した。後掲の各論文はベトナム民法に言及されているが、それは改正前民法の規定であることをご理解いただきたい。改正民法の規定を入手して論文の資料としていただきたかったのであるが、ベトナムの特殊な手続上の理由により、改正民法は、2005年5月末日現在その内容が未だ公表されていない。

また、委員の先生が論文執筆の資料とされたベトナム民事訴訟法の条文は、Vietnam News Agency傘下のVietnam Law & Legal Forum発行にかかるベトナム官報2004年7月16日号英語訳に登載された英文訳と、本誌126頁以下に登載している和訳（仮訳）である。英文訳には誤訳が散見されたので、和訳はベトナム語原典からできる限り正確に行うよう試みたが、この翻訳は非常に困難な作業であり、なお完成にはほど遠く不十分な点が多々残っている。読者諸賢のご指摘を待ちたい。